

水泳指導補助等業務委託事業 仕様書

- 1 契約事業名 水泳指導補助等業務委託事業
- 2 業務概要・目的 守口市立守口小学校（以下「当該校」という）の体育の授業における水泳指導に関して、民間企業が保有する施設を活用するとともに、指導補助を受けることで、より効果的で安全な水泳指導の実現を図る。
- 3 契約期間 契約締結日から令和 11 年 3 月 31 日
- 4 対象校等 守口市立守口小学校
守口市八島町 13-40
全児童 内訳（令和 8 年度予定数）

1 年生	3 学級（101 名）	・	2 年生	4 学級（139 名）
3 年生	3 学級（98 名）	・	4 年生	4 学級（131 名）
5 年生	3 学級（102 名）	・	6 年生	3 学級（94 名）

※児童数については、参考数値となっております。

※1 年生については、学校選択地域となっているため、人数の変動が予測されます。
- 5 授業実施予定期間 原則 6 月～12 月初旬までに実施すること。なお、実施する曜日については原則固定し、各週に 1 日とすること。
当該校と受託者と協議の上決定する。
日程変更がある場合については、事前に当該校及び受託者と協議の上、日程調整を図ること。
気象警報や学校保健安全法第 20 条による休業の場合は、振替えを実施すること。
振替えを実施する場合は、契約期間内に行うこと。
- 6 業務実施場所 受託者が所有する水泳施設
- 7 水泳指導時間 教育課程に準ずる指導内容を実施すること。
各学級 1 回あたり 60 分の入水時間を 5 回確保すること。
1 回あたり入水する学級数は、学年を混合しない 2～4 学級とする。
「4 対象校等」に記載している令和 8 年度の予定児童数（20 学級）に対し、年間 40 回を上限として実施すること。
※1 回あたりの児童数は、実際の児童数に合わせ調整を行うこと。
なお、着替えや準備運動、片付け等に要する時間は指導時間に含めるが、入水時間が 60 分を下回らないこと。
当該校の校時を基本として実施すること。

【守口小学校校時】 *学校行事等により校時が変更する場合あり

8:10～8:25	登校
8:30～8:45	モジュール
8:45～8:50	朝の会・移動
8:50～9:00	そうじ
9:05～9:50	1校時
9:50～9:55	休憩
9:55～10:40	2校時
10:40～11:00	長休時
11:00～11:45	3校時

11:45～11:50	休憩
11:50～12:35	4校時
12:35～13:15	給食
13:15～13:35	昼休み
13:35～14:20	5校時
14:20～14:25	休憩
14:25～15:10	6校時

1・2時間目実施		3・4時間目実施		5・6時間目実施	
8:45	着替え/移動	10:40	着替え/移動	13:15	着替え/移動
9:00	準備運動	10:55	準備運動	13:30	準備運動
9:10	入水	11:05	入水	13:40	入水
10:10	着替え	12:05	着替え	14:40	着替え
10:25	移動	12:20	移動	14:55	移動
10:40	学校着	12:35	学校着	15:10	学校着

8 指導内容

小学校学習指導要領解説体育編の内容を基本とし、当該校の年間指導計画の学習内容を基に当該校と受託者で打合せの上決定すること。

学校教育活動の一環であることを十分に理解し、当該校との打合せに基づき、教育的な立場で指導にあたること。

水泳指導は学年単位で実施すること。

1学期中に水泳指導を受ける学年には、5回の内1回は着衣泳の授業を実施すること。(実施日は1日を想定)

1学期中に着衣泳を実施しなかった各学年については、1学期中に「水難事故防止の授業」を行うこと。(4学年で4回を想定)

9 指導体制

本業務全体を統括し、市及び当該校と受託事業運営の総括を行う事業責任者を配置すること。

受託者においてインストラクターを配置し、指導内容に基づき児童をグループに分け、泳力別の指導をするなど、効果的な水泳授業を実施すること。

インストラクターについては、指導ができる十分な経験を有すること。

1グループ10～15人につき1名のインストラクターを配置すること。

※最大1学級あたり4グループとなる。

児童のレベルに合わせたグループ編制を行うこと。

特別支援学級の児童に対しては、その泳力に応じて適切な指導補助にあたること。

受託者は、インストラクターに対し、本事業の目的達成に向け必要な研修を実施すること。

また、下記の研修等は事業開始前に必ず実施し、2週間以内に委託者及び当該校へ報告書

を提出すること。

- ・適正検査（サービス等、指導者として相応しい適正があるかの確認）
- ・水泳指導におけるインストラクターとしての資質を高める研修
- ・模擬授業等、実践的な研修
- ・救命救急に関する研修

なお、事業実施中においても、指導状況を定期的に共有する場を設定し、指導力等の向上に努めること。

10 安全対策

事故や緊急事態等の発生に備えた安全管理マニュアル及び危機管理マニュアルを整備し、万一事故・緊急事態等が発生した場合は、速やかに委託者に報告するとともに、必要な措置を講じること。また、実施の際には感染症拡大防止対策を講じること。

常時監視員を1名以上配置し、プール内の監視を行い安全面に十分配慮すること。

体調不良や怪我等の児童を休ませることができ区切られた場所を確保すること。また、AEDが緊急時にすぐに使える場所（プールサイド等）に設置されていること。

本業務に必要な傷害・賠償責任保険等に加入すること。

11 施設・設備等

(1) 場所の確保

- ・水泳施設において、当該校の水泳指導の時間中は、原則占有使用できるプール施設を確保すること。
- ・縦25メートル、横6メートル以上の大きさのプールで、水泳学習に適した施設とすること。また、水深については、年齢や泳力等の状況によって変更可能な措置をとること。
- ・コースロープ等の敷設により、効果的な指導に必要な区切りを設けることができること。
- ・プールサイドについては、児童が体操等をできる広さを確保すること。
- ・1回10人以上の児童が同時にシャワーを浴びることができる温水シャワー施設があること。
- ・見学児童がプールサイドで見学できるスペースを確保すること。

(2) 衛生管理

- ・衛生的な環境と水質の維持に努め、「学校環境衛生管理マニュアル」の「第4 水泳プールに係る学校環境衛生基準」等、関係法に基づく措置を講じること。
- ・指導対象児童に快適な環境となるよう水温及び室温を適宜調節すること。

(3) 備品

- ・受託者が、水泳授業に必要となる備品（ビート板、アームヘルパー等）を適宜用意すること。
- ・個別に配慮が必要な児童に対して必要な備品等の用意については、受託者と当該校が協議し、決定すること。

(4) その他

- ・トイレ、更衣室は、男女別を含めて、障がい児、性的マイノリティーの児童に配慮した仕様とすること。
- ・プールサイド近くに男女別のトイレ及び、トイレ後の衛生面の確保の為にシャワー施設があること。また、車イスを必要とする児童等が利用する場合は、当該校と協議の

上、必要な設備の確保など必要な措置をとること。

12 児童の送迎

- (1) 学校から施設までの距離が 500mを越える場合は、専用バスによる送迎を行うこと。
- (2) バスの手配については、受託者が行き、児童数と引率教員が乗車できるよう手配すること。なお、安全確保のため使用する座席には全てシートベルトが設置されているバスを手配すること。
- (3) 受託者が1台につき1名乗車し、バスの乗降及び乗降場所とそれぞれの学校及び施設間の安全を確保すること。
- (4) バスによる送迎については、昇降及び点呼を含めて片道平均15分以内とすること。

13 提出書類及び報告書

- (1) 受託者は業務実施にあたり、次に挙げる書類を委託者及び当該校へ提出すること。
 - ・実施体制
 - ・施設責任者名
 - ・事業責任者名
 - ・業務従事者名
 - ・研修等報告書
 - ・安全管理マニュアル及び危機管理マニュアル
 - ・業務実施日等を記載した業務計画書
 - ・送迎バス運行表、緊急連絡体制表
- (2) 受託者は、業務実施日報を記録し、当該学年の業務実施終了後、一週間以内に委託者と当該校へ提出すること。ただし、上記以外に委託者や当該校が業務実施日報の提出を求めた場合は速やかに提出すること。

14 その他

- (1) 責任の所在
水泳指導にあたっては、安全を第一に心がけ、事故防止に努めること。事故が起こった場合は、当該校と協力して事態の解決を図ること。なお、以下の場合であって受託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては受託者がその責任を負うこと。
 - ① 水泳指導中に受託者の故意又は過失のために児童に対し事故が発生した場合
 - ② プール施設・設備の不備により事故が発生した場合
 - ③ 業務を行うにあたり第三者に損害を及ぼした場合
- (2) 水泳指導の流れ
 - ① 指導内容等打合せ
当該校と受託者は、水泳指導に関して、事前に打合わせを行うこととする。
打合せの場所については、当該校と受託者が協議し決定すること。
 - ② 実施前
受託者は、全児童に泳力確認アンケート等を実施し、グループ分けを行うこと。
※実施中、児童の泳力状況によりグループが変更となる場合は、当該校と受託者が協議し決定すること。
受託者は、現地にて受託者が所有する施設内の説明を委託者と当該校へ行うこと。
 - ③ 実施
 - ・実施にあたっては、インストラクターにより、安全で効果的な指導を行うこと。
 - ・入水時間の確保など円滑な授業実施のため、受託者が所有する施設内での更衣

時にも教員の指導補助を行うこと。また、授業終了後、施設の異常や忘れ物の有無の確認を行うこと。

・児童の技能が確認できる個人票及び一覧表を作成すること。

- (3) 受託者は、仕様書に基づき誠実に業務を実施すること。
- (4) 仕様書に定めのない事項については、その都度委託者と受託者で協議し決定すること。
- (5) 対象児童の増減や欠席による請求金額の変更は行わないものとする。
- (6) 感染症対策を適切に行うこと。
- (7) 今後の事業へ資するため、対象校におけるに児童、保護者、教職員へのアンケート実施等に協力を行うこと。
- (8) 気象警報等による当日の中止等判断は、午前7時時点とし、当該校から受託者に連絡するものとする。
- (9) この仕様書に記載の無いものについては、双方の協議によって決定すること。

15 担 当 課

守口市教育委員会事務局 教育部 学校教育課
〒570-8666 大阪府守口市京阪本通2丁目5番5号
電 話：06-6995-3151
F A X：06-6991-3078
E-mail：gakkouky@city.moriguchi.lg.jp